2015年10月以降
補償開始契約用

AIU保険
Member of AIG

# AIUの傷害保険

## 普通傷害保険 ／ 家族傷害保険
## 交通事故傷害保険 ／ ファミリー交通傷害保険

AIU INSURANCE COMPANY

2015年7月版

# 日常生活でのケガが心配な方は…

## ケガの補償（傷害補償）【国内外補償】

補償の対象となる方が、急激かつ偶然な外来の事故に遭いケガ（骨折、やけどなど）をした場合に、補償の対象となります。

仕事中のケガ

交通事故によるケガ

家庭内でのケガ

旅行中のケガ

スポーツ中のケガ

地震・噴火・津波危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因でケガをした場合も、保険金をお支払いします。

| お支払いする保険金 | |
|---|---|
| 保険金の種類 | 次の保険金について、ご契約の保険金額をお支払いします。いずれも事故の日から180日の間が対象です。 |
| 死亡保険金 | 亡くなった場合に、お支払いします。<br>（後遺障害保険金をお支払いした場合、その額を差し引いてお支払いします。） |
| 後遺障害保険金 | 身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じた額をお支払いします。（失明、指の切断など） |
| 入院保険金 | 入院した場合に、入院1日目から日額をお支払いします。<br>（1事故につき180日限度） |
| 手術保険金 | 所定の手術を受けた場合に、手術時の入院の有無に応じた額をお支払いします。（1事故につき1回） |
| 通院保険金 | 通院した場合に、通院1日目から日額をお支払いします。<br>（1事故につき90日限度） |

**保険金をお支払いできない場合**

次のケガに対しては、保険金をお支払いできません。

- 急激かつ偶然な外来の事故によらないケガ（疲労骨折、野球肩、心臓発作での転倒によるケガなど）
- 次の事由または事故によるケガ
  - 故意または重大な過失
  - 自殺行為
  - 自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。）
  - 戦争・革命・内乱・暴動
  - 核燃料物質・放射線・放射能
  - 通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争、そのための練習中の事故
  - 危険な運動中の事故（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）
- むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの

…など

# 普通傷害保険／家族傷害保険

## ご夫婦・ご家族でもご契約いただけます。

被保険者（保険の対象となる方）の範囲は次のとおりです。　○：補償の対象となります。

| プラン内容 | | ご本人 | 配偶者 | その他の親族（※1） |
|---|---|---|---|---|
| ケガの補償 | ご本人のみでご契約 ▶ 本人のみ（普通傷害保険） | ○ | 補償されません | 補償されません |
| | ご夫婦のみでご契約 ▶ 夫婦型（家族傷害保険+夫婦特約セット） | ○（※2） | ○ | 補償されません |
| | ご家族でご契約 ▶ 家族型（家族傷害保険） | ○（※2） | ○（※3） | ○ |

（※1）ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚のお子さま（下宿されている学生など）をいいます。
（※2）保険証券の本人欄記載の方となります。
（※3）被保険者の範囲から除くこともできます。詳しくはお問い合せください。
（注）ご本人とご本人以外の被保険者との続柄は、ケガや損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

## おすすめご契約プラン（地震・噴火・津波危険補償特約セット）

（保険期間：1年）　2015年10月現在

| 補償内容と保険料 ＼ プラン | | | A | B | C |
|---|---|---|---|---|---|
| 補償内容 | 死亡保険金 | 本　人 | 500万円 | 800万円 | 1,000万円 |
| | | 配偶者 | 300万円 | 600万円 | 800万円 |
| | | 親　族 | 150万円 | 200万円 | 300万円 |
| | 後遺障害保険金（障害の程度に応じて） | 本　人 | 20万円～500万円 | 32万円～800万円 | 40万円～1,000万円 |
| | | 配偶者 | 12万円～300万円 | 24万円～600万円 | 32万円～800万円 |
| | | 親　族 | 6万円～150万円 | 8万円～200万円 | 12万円～300万円 |
| | 入院保険金日額（1事故につき180日限度） | 本　人 | 3,000円 | 4,000円 | 5,000円 |
| | | 配偶者 | 2,000円 | 3,000円 | 4,000円 |
| | | 親　族 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 |
| | 手術保険金（入院中・入院中以外／1事故につき1回） | 本　人 | 3万円・1.5万円 | 4万円・2万円 | 5万円・2.5万円 |
| | | 配偶者 | 2万円・1万円 | 3万円・1.5万円 | 4万円・2万円 |
| | | 親　族 | 1万円・5,000円 | 2万円・1万円 | 2万円・1万円 |
| | 通院保険金日額（1事故につき90日限度） | 本　人 | 1,500円 | 2,000円 | 2,500円 |
| | | 配偶者 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |
| | | 親　族 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 |
| 保険料 | 本人のみ | 月払保険料 | 一時払でご契約ください。 | 2,250円 | 2,820円 |
| | | 一時払保険料 | 16,790円 | 24,620円 | 30,780円 |
| | 夫婦型 | 月払保険料 | 2,450円 | 3,820円 | 4,920円 |
| | | 一時払保険料 | 26,710円 | 41,720円 | 53,580円 |
| | 家族型 | 月払保険料 | 3,370円 | 5,400円 | 6,780円 |
| | | 一時払保険料 | 36,860円 | 58,930円 | 73,860円 |

●このプランはご本人の職業が事務職、営業職、卸・小売業など危険の少ない職種の方（A級職）の保険料です。職種によって保険料が異なりますので、取扱代理店または弊社までお問い合せください。

〈職種級別表〉

| 職種級別 | 職業・職種 |
|---|---|
| A級職 | B級職以外の方 |
| B級職 | 農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手を含む。）、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者の方 |

# 突然の交通事故によるケガが心配な方は…

## ケガの補償（傷害補償）【国内外補償】

補償の対象となる方が、次の事故に遭いケガ（骨折、やけどなど）をした場合に、補償の対象となります。

**運行中の交通乗用具との衝突・接触などの交通事故**

**運行中の交通乗用具に乗っている間の事故**

**交通乗用具の火災**

交通乗用具については、次ページをご覧ください。

**交通乗用具の乗降場構内（改札内）にいる間の事故**

**道路通行中に、作業中のクレーン車やフォークリフトなどとの衝突・接触などの事故**

…など

| お支払いする保険金 | | 保険金をお支払いできない場合 |
|---|---|---|
| 保険金の種類 | 次の保険金について、ご契約の保険金額をお支払いします。いずれも事故の日から180日の間が対象です。 | 次のケガに対しては、保険金をお支払いできません。<br>●急激かつ偶然な外来の事故によらないケガ（心臓発作での転倒によるケガなど）<br>●次の事由または事故によるケガ<br>• 故意または重大な過失<br>• 自殺行為<br>• 自動車・バイクなどの無資格運転・酒気帯び運転<br>• 地震もしくは噴火またはこれらによる津波<br>• 戦争・革命・内乱・暴動<br>• 核燃料物質・放射線・放射能<br>• 運行中の交通乗用具に極めて異常かつ危険な方法で乗っている間の事故<br>• 通常の道路以外での交通乗用具による競技・競争、そのための練習中の事故<br>• グライダー・超軽量動力機等に搭乗中の事故<br>• 交通乗用具の荷の積込み・積卸し、整備、清掃などの業務による事故<br>• 職務または実習のため船舶に乗船中の事故<br>• 自家用航空機を操縦または職務搭乗中の事故<br>●むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの<br>…など |
| 死亡保険金 | 亡くなった場合に、お支払いします。（後遺障害保険金をお支払いした場合、その額を差し引いてお支払いします。） | |
| 後遺障害保険金 | 身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じた額をお支払いします。（失明、指の切断など） | |
| 入院保険金 | 入院した場合に、入院1日目から日額をお支払いします。（1事故につき180日限度） | |
| 手術保険金 | 所定の手術を受けた場合に、手術時の入院の有無に応じた額をお支払いします。（1事故につき1回） | |
| 通院保険金 | 通院した場合に、通院1日目から日額をお支払いします。（1事故につき90日限度） | |

# 交通事故傷害保険／ファミリー交通傷害保険

## ご夫婦・ご家族でもご契約いただけます。

被保険者（保険の対象となる方）の範囲は次のとおりです。　○：補償の対象となります。

| プラン内容 | | ご本人 | 配偶者 | その他の親族（※1） |
|---|---|---|---|---|
| ケガの補償 | ご本人のみでご契約 ▶ 本人のみ（交通事故傷害保険） | ○ | 補償されません | 補償されません |
| | ご夫婦のみでご契約 ▶ 夫婦型（ファミリー交通傷害保険+夫婦特約セット） | ○（※2） | ○ | 補償されません |
| | ご家族でご契約 ▶ 家族型（ファミリー交通傷害保険） | ○（※2） | ○（※3） | ○ |

（※1）ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚のお子さま（下宿されている学生など）をいいます。
（※2）保険証券の本人欄記載の方となります。
（※3）被保険者の範囲から除くこともできます。詳しくはお問い合せください。
（注）ご本人とご本人以外の被保険者との続柄は、ケガや損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

## ご契約プラン

（保険期間：1年）　2015年10月現在

| 補償内容と保険料 ＼ プラン | | | 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|---|---|---|
| 補償内容 | 死亡保険金 | 本人 | 500万円 | 800万円 | 1,000万円 |
| | | 配偶者 | 300万円 | 600万円 | 800万円 |
| | | 親族 | 150万円 | 200万円 | 300万円 |
| | 後遺障害保険金（障害の程度に応じて） | 本人 | 20万円～500万円 | 32万円～800万円 | 40万円～1,000万円 |
| | | 配偶者 | 12万円～300万円 | 24万円～600万円 | 32万円～800万円 |
| | | 親族 | 6万円～150万円 | 8万円～200万円 | 12万円～300万円 |
| | 入院保険金日額（1事故につき180日限度） | 本人 | 3,000円 | 4,000円 | 5,000円 |
| | | 配偶者 | 2,000円 | 3,000円 | 4,000円 |
| | | 親族 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 |
| | 手術保険金（入院中・入院中以外／1事故につき1回） | 本人 | 3万円・1.5万円 | 4万円・2万円 | 5万円・2.5万円 |
| | | 配偶者 | 2万円・1万円 | 3万円・1.5万円 | 4万円・2万円 |
| | | 親族 | 1万円・5,000円 | 2万円・1万円 | 2万円・1万円 |
| | 通院保険金日額（1事故につき90日限度） | 本人 | 1,500円 | 2,000円 | 2,500円 |
| | | 配偶者 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |
| | | 親族 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 |
| 保険料 | 本人のみ 一時払保険料 | | 5,240円 | 7,620円 | 9,530円 |
| | 夫婦型 一時払保険料 | | 7,480円 | 11,480円 | 14,670円 |
| | 家族型 一時払保険料 | | 9,060円 | 14,090円 | 17,810円 |

## 交通乗用具について

| 分類 | 交通乗用具 |
|---|---|
| 陸上の乗用具 | 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト |
| | （注）ジェットコースター、メリーゴーラウンドなど遊園地などで専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフトなど座席装置のないリフトなどは除きます。 |
| | 自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。） |
| | （注）作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地などで専ら遊戯用に使用されるゴーカートなど、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）などは除きます。 |
| 空の乗用具 | 航空機（飛行機、ヘリコプターなど） |
| 水上の乗用具 | 船舶（ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。） |
| その他の乗用具 | エレベーター、エスカレーター、動く歩道 |
| | （注）立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置などは除きます。 |

# 個人賠償責任補償（特約）（国内外補償）

日常生活に起因する偶然な事故や、居住住宅およびその敷地内の動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故によって、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金などをお支払いします。

自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせた。

買い物中、誤って商品を壊してしまった。

アパートで水漏れを起こし、階下のお宅の家具を汚してしまった。

## お支払いする保険金

次の偶然な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまい、補償の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

- ご本人の居住住宅とその敷地内の物が原因の事故（窓辺の植木鉢が強風で落下し他人の車にぶつかる　など）
- 日常生活が原因の事故（散歩中飼犬が他人に噛みつく　など）

お支払いする保険金

次の賠償金や費用の額をお支払いします。

- ●損害賠償金（1事故につきご契約の保険金額限度）
- ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。）

（注）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。

## 保険金をお支払いできない場合

次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 故意
- 仕事上の損害賠償責任
- 自動車・バイクの所有、使用、管理による損害賠償責任
- 心神喪失による損害賠償責任
- 特別な約定により加重された損害賠償責任
- 同居の親族に対する損害賠償責任
- 他人から借りたり預ったりした財物に対する損害賠償責任
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

…など

※個人賠償責任の被保険者の範囲は、次の方となります。①ご本人②ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者③ご本人の配偶者④ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする同居の親族⑤ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

（注）「個人賠償責任補償」が既にご加入の別の保険契約にセットされている場合には、補償が重複することがあります。ご契約の前に、補償内容を十分ご検討ください。

## 個人賠償責任補償の保険料

| 保険金額（1事故あたり） | 月払保険料 | 一時払保険料 |
|---|---|---|
| 2,000万円限度 | 70円 | 760円 |

## 用語のご説明

| | | | |
|---|---|---|---|
| 医師 | 被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。 | | |
| ケガ | 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。<br>●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと<br>●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと<br>●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によること<br>をいいます。 | | |
| 被保険者 | 保険の対象となる方をいいます。 | 保険金 | ご契約により補償される事由が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。 |
| 保険金額 | ご契約にあたり、弊社と契約者とで定める金額で、弊社がお支払いする保険金の額または限度額をいいます。 | 保険料 | ご契約の内容に基づいて、契約者から弊社へ払い込みいただく金銭をいいます。 |

## ご契約にあたって

**次のいずれかに該当する場合は、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額が、同一の補償を提供する他の保険契約（*）および共済契約と合算して、被保険者（保険の対象となる方）1名あたり1,000万円までとなります。**

1．被保険者（本人）が保険期間開始日時点で15才未満の場合

2．保険契約者（保険を申し込まれる方）と被保険者が異なる場合で、死亡保険金受取人の指定について被保険者の同意がない場合

ただし、家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険における配偶者・その他のご親族のご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、ご契約条件にかかわらず、他にご契約されている同種の保険契約および共済契約と合算して被保険者1名あたり1,000万円となります。

（*）積立保険を含む傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険などをいいます。

弊社は一般社団法人日本損害保険協会の「傷害保険等の契約内容登録制度」に参加しています。告知いただいた内容にかかわらず、死亡保険金額が他の保険契約と合算して1,000万円を超えていることが判明した場合には、保険期間中での解約をお願いする場合があります。

**より詳しい補償内容のご説明を、弊社ホームページでご案内しています。**　http://www.aiu.co.jp

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、取扱代理店または弊社にお問い合せください。
●ご契約前に重要事項説明書を必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。


**AIU損害保険株式会社**

〒130-8560　東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト
http://www.aiu.co.jp
お問合せ先：03-3216-6611
受 付 時 間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）


お問合せ・お申込みは


株式会社 エスアイエス北海道
〒041-0843 北海道函館市花園町3番27号
TEL 0138-51-8677


B51-533（B-003586 2017-07）07-15 50M（TF-ACG）